

# 自治研 かながわ

1980

5

No. 31 連載 提案13号(納税者の反乱)の影響と現状—完結



神奈川県地方自治研究センター

## もくじ ◆◆ CONTENTS

### 提案13号（納税者の反乱）の影響と現状

連載第2回（完結） インディアナ大学 佐藤孝治

### Ⅱ 提案13号の直接的影響と将来への影響（その2）

2. 公共サービスへの影響…………… 3
3. 提案13号——将来への影響…………… 7

### Ⅲ 住民発議制度と住民投票

1. 州税と支出制限のうごき—カリフォルニア以降… 8
2. 直接民主主義の歴史的沿革…………… 8
3. 制度への疑問——批判の論調…………… 9
4. 制度への批判の意味するもの…………… 10

### Ⅳ 提案1号、4号の可決

1. 保守的提案を多数により可決…………… 11
2. 提案1号～黒人差別への逆戻り…………… 11
3. 提案4号～提案13号の精神で…………… 13

### Ⅴ 自治体破産と自治体労働者の闘い

1. 初の財政破産～メイン州セイコ市のケース…………… 15
2. AFSCME（アフスメ）の闘い～住民の中に入って… 15

### 史上初のダブル選挙 — 6月22日

〈衆参両院選挙のための資料〉…………… 16

資料Ⅰ 衆院選党派別得票数の推移…………… 17

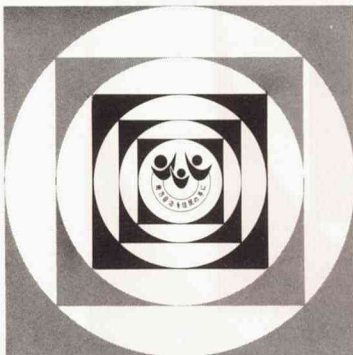
Ⅱ 各種選挙の党派別得票の推移…………… 18

Ⅲ 79衆院選本県の開票結果…………… 19

編集後記…………… 19

1980  
自治研報 5

No.31 連載 提案13号（納税者の反乱）の影響と現状—完結



神奈川県地方自治研究センター

# 提案13号(納税者の反乱)

## の影響と現状 (連載第2回)

インディアナ大学大学院在学

佐藤孝治

(県自治研センター会員)

1978年6月、米カリフォルニア州の住民投票による州憲法改正案＝提案13号の承認は、財産税の大幅削減をもたらしたが、白人中産階級に支持されながら企業に最大の利益を与える結果に終わったのである。(前号の概要)

## II 提案13号の直接的影響と将来への影響(その2)

### 2. 公共サービスへの影響

州の緊急援助は、問題があるにしろ地方自治体の公共サービス削減への不安を軽減したが、多くの地方自治体が実際に財政を圧縮した。予想される歳入減少の規模は地方自治体に緊急の対応をとらせた。変化は歳入にも歳出にも同じようであらわれた。新予算の見積りは、使用料・負担金の増加、レイオフ(一時解雇)、サービス削減を要求した。一般的に、予算縮減時に自治体当局は、予算に関連した強力なロビイングパワーを持っていない部分、またしばしば低所得者へのサービスを目標とした。

#### (1) 教育部門へ最も深刻な打撃

最大のサービス削減は教育部門で起った。ロサンゼルスタイムズによれば、70の南カリフォルニアの学校区は、3分の2がサマースクールを中止するか、著しく縮小した(78年6月9日)。また

州内の最大の学校区ロサンゼルス市は、サマースクールを中止しただけでなく、地域職業訓練センターをも閉鎖し、60%のサマーレクリエーションプログラムを削減した(78年7月3日)。ロサンゼルス市では、他にも図書館4、保健所2、地域出張所3、郡保安官留置場3、非行少年保護監察所1、公民館3が閉鎖においやられた。

ロングビーチ市教育委員会は、その“最後の審判”にも近い予算で、すべての学校間のスポーツ交流を中止、成人教育を中止、学校の授業日を徹底的に切り、2,916名の教師のはほぼ半分にレイオフの通知を送った。手数料の新設や値上げを避けなかつただけでなく、学校施設の社会利用からの徴収を目的としたさまざまな負担金の新設された：スイミングプール、ラケットボールコート、運動場、夜間クラス利用、成人教育、運転教育、公開講座、学生保健サービスetc …。

サンディエゴ市教育委員会は、学校講堂の使用料を70ドルと決めた。

このような教育部門のサービス削減によって、さまざまな問題が生じている。進歩的なカリフォルニアの教育者は次のような注意をうながした。

「学校教育の補足的なプログラムの削減、サマ

ースクールの縮小は、結局のところ民間教育産業が肩代わりをするのを許している。この結果は、富裕な家庭では、金の力でもし彼らが必要ならば、サマースクールに子供たちを送ることができ、また芸術や音楽を愛好するならば、それらのクラスに送ることができることである。反対に低所得の家庭の子供は何もすることはできない。」

著しい教育の機会不均衡を生んだ。教育部門への使用料・負担金の新設・値上げは、全く不公平かつ後退的な方法である。老人層、貧困層、借家人層は提案13号によって何ら利益を受けていないだけでなく、提案13号の影響によって最も痛めつけられたのが実態である。

## (2) 使用料・負担金の値上げ・新設

78年7月1日付で提案13号は法になったが、その前に市、郡、特別区は何もしないわけではなかった。7月1日以後、地方自治体にとって増税や使用料・負担金を上げるには3分の2の人口の同意が必要になった。結果として、6月6日の可決の日から残りの日々にほとんどの地方自治体はさまざまな使用料、負担金、財産税以外の税を上げる事に集中した。いくつかの都市はすぐに市民サービス削減をしたが、本当の削減は夏以降になされた。7月1日以降税制度の改革はほとんど不可能に近くなった。

法外な使用料は公園から清掃にまで及び、公共サービス維持の名目で多くの地方自治体は値上げ、新設を行った。自治体では歳入補填のために、合計で2億ドルの各種料金を賦課した。<sup>(注)8</sup>。本来当然である市民サービスまでがある分野では有料化された。

具体的には、イングルウッド市では、火災の消化活動のために商業不動産の所有者に料金(火災出動料)を課した。建築に関する新料金や料金値上げは相当に住宅価格を上昇させた。サンディエゴ市郊外では、平均的な住宅建築認可料金は、1978年の初期には43ドルだったが、1979年11月には1,283ドルに上昇した。これらの料金は住宅購入者の価格に課せられた。

ロサンゼルス市では、以前には無料であった美

術館、公園、ミュージックセンター、海水浴場を有料化した。

78年6月中に州内の417市の4分の1以上が使用料・負担金を値上げしたか、値上げを検討した。サンフランシスコ、ロサンゼルス、サンディエゴ等、大都市はかなり大規模のサービス削減を行ったが、実際には州政府の動きを待つ傾向にあった(表-2)。多くの自治体では劇的に使用料・負担金を値上げした。シールビーチ市では企業認可税を100%増税。リンウッド市では、下水道、火災出動・火事整理、市営ごみ収集などに負担金を新設した。オークランド市では、不動産移転税を50%値上げ、企業認可税を90セントから14ドル(総合収入1,000ドル毎に)へと約15倍に値上げした。イングルウッド市では、“大酒飲み税”(Tiplers tax)を採用し、酒場で供された飲物に10%の特別料金を課した。港湾設備を持つ自治体は同じように使用料・負担金を新設、値上げた(表-3)。

### — 続々と市民サービスを切捨て

また6月中に各自治体によってとられた行動は、市民サービスをも削減した。ニューポートビーチ市では、ゴミの週2回収を1回に縮小、すべての公務員の賃上げ凍結を実施した。コンプトン市では、老人対策費とレクリエーション対策費を80%削減、消防署の25%を閉鎖した。モンロビア市では図書館開館時間を週56時間から30時間に短縮した。カマリロでは1,000の街灯を消し、治安が悪化した。

コピナ市では、図書館スタッフを半減させるとともに、開館時間を短縮。また道路清掃を週1回から1月基準に削減した。またサンタバーバラ郡政府は郡立総合病院を閉鎖した(表-4)。

このように表-2,3,4を見れば明らかなように提案13号の可決後、その影響はすぐに現われ、使用料・負担金の新設・値上げ、市民サービスの大幅削減となった。

次に財産税を主な財源として予算編成をしていた非企業局への影響を検討しよう。カリフォルニアの3,407の非企業局の支出の80%は表-5のように消防局・治水局・計画局・公園局で占められ

公共サービスへの影響の実態（78. 6. 7 ～ 78. 6. 30）

—ロサンゼルス・タイムズより—

（表-2） 大都市のサービス削減の実態

自治体名	内 容
サンフランシスコ市	動物園入園料大人（1ドル→2ドル）、子供（50セント→75セント）、自由入園日の中止。美術館入場料も値上げ。
ロサンゼルス市・郡	18人の選任官僚と44,000人の市職員の賃金凍結。採用中止。時間外労働禁止。美術館、公園、ミュージックセンター、ビーチの有料化。閉鎖—図書館4、保健所2、地域出張所3、郡保安官留置場3、非行少年保護監察所1、公民館3
サンディエゴ市・郡	4%の賃上げ撤回（市）。治水局のために負担金の新設。交通局の5%運賃値上げ、ほとんどの夜間サービスを廃止。

（表-3） 他都市のサービス削減（主に使用料・負担金）の実態

自治体名	内 容
シールビーチ市	ビーチ駐車料金（2ドル→3ドル）。企業認可税100%値上げ。
ビュアリーヒルズ市	商業地代税（1.25ドル→23.5ドル）。これは総受けとりの1,000ドル毎にかかる
ボールドウィンパーク市	免許料金40%、市許可手続・発行料50%値上げ。
イングルウッド市	火災出動料の新設。“大酒飲み税”、10%の特別料金（酒場の飲み物毎に）新設
ラグナビーチ市	動物許可料金、商業認可料金100%値上げ。
リオンウッド市	負担金の新設（下水道、火事場整理、火災出動、ごみ収集、歩道設置）26人レイオフ
ランチョ・パロ・ヴェルデ市	使用料・負担金に保険政策を採用（現在の料金体系にインフレ条項を追加）
アルカディア市	道路清掃負担金新設（不動産の前の長さを基準に）
オークランド市	入場税新設（5%）。不動産移転税を50%値上げ。企業認可税値上げ（90セント→14ドル）、総収入の1,000ドル毎に。企業税率（自動車販売、30セント→60セント）、総収入の1,000ドル毎に。交通局バススケジュール・人員を40%削減。
ダウニー市	犬の許可証発行料金値上げ（5ドル→10ドル）。
サクラメント市	ゴルフ料金値上げ（3.5ドル→4.5ドル）
オレンジ郡	14地域公園、ビーチ、キャンプ場と同じく、ヨット停泊所などの使用料を2倍に。

（表-4） サービス削減の実態

自治体名	内 容
ニューポートビーチ市	ゴミ収集削減（週2回→1回）。公務員定昇ストップ。
カマリロ市	市内の1,000の街灯を消灯。
セリトス市	学童横断見張り人を廃止。
コンプトン市	公共インフォメーション事務所を閉鎖。消防署の25%閉鎖。老人対策・レクリエーション対策費を80%削減。公共作業用人員を30%削減。
コピナ市	図書館スタッフ半減、時間短縮。学童横断見張り人を廃止。道路清掃を削減（週1回→1カ月基準）。
モンロビア市	レクリエーション対策のほとんどを廃止。図書館開館時間の短縮（週56時間→30時間に）。
ニードルス市	公園・レクリエーション局の廃止。
パサデナ市	図書館開館時間の短縮。街路維持管理の縮小。
ベタルタ市	プール公開期間を年間11カ月から6カ月に短縮。
ピエドモンド市	夏季運動計画を廃止。
リバーサイド市	プール使用料新設。コミュニティセンター時間の短縮。

ていたが、財産税依存の大きい、消防・治水・公園各局は、現在では収入不足分を他から支援してもらるか、新しい使用料・負担金・税でおきかえざるを得なくなっている。以前から特別の負担金を課徴できた企業局は財産税に依存しない傾向があった（平均14%の依存率）。各方面への提案13号の影響はあきらかであった。

### (3) 投資計画の中止と延期

いくつかの都市では、現在のサービス維持のために緊急援助資金を使用するにともなって、投資計画を中止したり、延期している。1978-79会計年度に投資計画から流用された資金は将来的にこの目的のために利用できないだろうといわれている。(9)

学校と公共建造物のための公債市場はほぼ完全にストップした。提案13号は財産税を時価の1%に制限するとともに、公債発行の存続のために必要な資金を加えたが、新しく発行された公債のために支払うべく歳入増に見合った準備はなされていなかった。結果としては、傾いた公共建造物や学校の建直しは延期されたり、中止された。この投資計画の中止や延期は今後より高価な修理や建築費用をもたらすのは間違いない。

### (4) 公務員労働者への影響

重大なサービス削減、提案13号による財政見積りの脅かしの間、公務員のレイオフ（一時解雇）は続けて表れた。6月8日、ロサンゼルス市は8,300人を解雇しなければならないだろうと発表（実際は、7月8日までだれもレイオフされてはいなかった。いずれもロサンゼルス・タイムズ78年6月8日、7月8日）。6月11日、州政府は提案13号によるレイオフは450,000人程度を予想と公言（同上6月11日）。7月1日州雇用促進局は6月28日まで提案13号の結果として3,252人のレイオフが起きたと見積った。その内1,104人は6月21日～28日の週にレイオフされた。そして将来的なレイオフを165,000人と見積った（同上7月3日）。州議会予算室は、7月7日、6万人の

表5 提案13号の非企業局への影響

非企業局	支出80%	予算中財産税の割合	提案13号可決後の割合
消防局	23.9%	89%	51%
治水局	17.7%	77%	44%
計画局	29.3%	1%以下	
公園局	9.9%	71%	44%

"The Effects of Proposition 13"

提案13号の影響 (P. 532) より作成

仕事が失われるだろうと予測（同上7月7日）。その後知事室は、提案13号の結果として8,327人のレイオフが生じたと見積った。まさに6月6日提案13号可決後は、ロサンゼルス・タイムズの見出しのように、「6月は（首切）のサーベルのふりまわされた月」だった。

しかし実際にどれだけレイオフされたか決定するのは自主退職・自然減があるので困難である。いずれの見積りもはなはだしく異っている。AFSCMEの調査では17,000人がレイオフされた。ただ、レイオフの実施とともに、採用の凍結・昇進のチャンスの減少、賃上げ抑制などにより、通常よりも公務（Public job）から自然減少率が増加したのは事実だ。ある分野では予測された率の3倍も増加した。公務員賃金が民間同種の賃金水準を下回る状態が長く続いたので、多数の公務員が職場を去った。

ロサンゼルス市の黒人市長ブラッドレーは新職員採用・時間外労働・備品購入の凍結を課した。後に、ロサンゼルス郡庁では4,300人の仕事が失われ、267の郡保安官の仕事が失われた。またサンフランシスコ近郊の公立病院では、自主退職があいつぎ、安全確保に危険な程の人員減少をひきおこした。これは提案13号可決後の主要な危機のひとつとして考察されている。この自主退職には、能力があり経験豊かな人々が多く含まれている。(10) また市民サービス削減の場合と同様、ここでも白人中産階級ではない少数民族出身者は新しい雇用の減少によって打撃を受けた。

市民サービス、自治体労働者への影響はかなり深刻なものであったが、州政府は過去数年間積立てて来た剰余金の緊急援助によって、サービス削

減による大惨事（破局）を延期することができた。だが、提案13号の可決による多方面への揺り返し、市民サービスの削減、使用料への逆戻りは低所得層には打撃を与え、地方自治体は極端に州の援助への依存—中央統制の強化となって表れて来た。

将来への影響はまだ不確実な部分が多い。いずれにしても、“納税者の反乱”—中産階級の勝利の推進者ジャービスやガンの提唱した“より小さな政府と、より小さな負担”に州、地方自治体を従わせようとする白人中産階級の減税運動は多方面への深刻な影響にみられるように危険な要素、住民サービス、自治を破壊し自治体を破局に導く可能性が大きかった。後に検討するように、それはメイン州セイコ市で今年の1月に提案13号型の財産税減税による財政破産として現実化した。

### 3. 提案 13 号

#### — 将来への影響

ここでは、これまで検討した提案13号の将来への影響を、AFSCME機関討議資料にそって検討してみよう。提案13号の主要な影響は、今後自治体の公共サービスの提供に関してさまざまな政府のレベル（地方—州—連邦）で財政責任の区分に利害関係をもたらすだろう。

#### (1) サービス削減か増税か

長期展望は冷酷である。州の剰余金が利用できなくなった時、政治家は教育や福祉、保健計画で現行水準を続けるかどうか決定せざるを得なくなるだろう。もし州税や地方税のより負担増という方法を考えるならば住民投票によらざるを得ず、これらの増税計画は支持されない可能性がある（州議会の3分の2の多数が要求されるので）。

#### (2) インフレと税成長率制限

財産税の削減に加えて、提案13号は将来の財産税を年間2%の成長に限定している。年間10%を

こえるインフレ（80年2月18%）のもとでは、これは公共サービスのコスト増にはるかにおよびない。その結果、地方自治体は追加の州援助なしには市民サービスのレベルを維持できないだろう。

#### (3) 税努力と連邦援助

カリフォルニア州への連邦援助金の投入は今後一層影響がでて来るだろう。カリフォルニア州には連邦政府から80億ドルをこえる援助が来ると見込まれている。ほとんどのこれら連邦認可計画は、地方自治体に合った公債を要求するか、“努力維持”条項を持っている。サービス削減はこの連邦援助でなくなるかもしれない。だが、総合歳入割当支払（General Revenue Sharing Payment）は税努力にもとづいている。結局これは州—地方税努力の減退をもたらすので削減されるだろう。

#### (4) 新たな住民発議

提案13号の本当の影響は、一時的解決策が使い尽される時、1980—81会計年度まであらわれないだろうと予測されている。今日、州と地方歳入に、3つの新しい住民発議に由来する更なる危険がある。

- 1) ガン—人口成長率とインフレ率を基礎に州・地方の支出制限の提案。（これは79年11月提案4号として住民投票で可決された）
- 2) ジャービス—州所得税を半減させる提案。
- 3) カンボス—6%の州販売税廃止の提案。

最悪の事態—これら3つの提案が可決された時に累積する影響の見積りは、地方歳入の36%を削減し、州歳入を70%まで削減すると予測されている。

#### (5) インフレの打撃

不況は、州税収入に悪い影響しかもたらさない。これまで厳しい連邦財政に抑制されている連邦援助は、州が要求に合った公債を獲得できないならば、さらに削減されるだろう。そして追加の減税

は歳入をさらに削減するだろう。

### (6) 将来への影響

公園や図書館、レクリエーションといった予算項目を削減する余地はほとんど残っていない。人件費の削減はすでに勤労意欲、人員の自然減、職員配置のレベルで悲惨な影響をもたらした。増税をはかるか（その見込みはほとんどない）、保健衛生・福祉・教育支出をさらに削減するか、いずれかが必然的である。警察や消防、公共事業、その他本質的な経費でさえも削減を免れ得ないだろ

う。

提案13号の将来への影響は、結論として次のように言えるだろう。提案13号は、これまで検討して来たように緊急援助があるにもかかわらず、サービスに大きな影響（サービス削減、レイオフ）をもたらし、また連邦一州一地方自治体の関係にも影響（援助→中央統制強化）をもたらした。提案13号のもとの本当の勝利者は、平均的納税者一減税運動を支持した白人中産階級ではなく、企業や商業利権であった。1980—81会計年度に州の剰余金が減少した時、深刻な問題が地方自治体レベルで発生するだろう。

注) (5) AFSCME, Proposition 13: An Update より

(6) 柴田徳衛「米国大都市文明の没落～進行する過疎現象と財政危機」  
エコノミスト78年11月28日号 (P. 59), (P. 58)

(7) 菅原浩「『減税』か『歳出抑制』か～二路線が対立する米国の住民運動」  
朝日ジャーナル 79年11月23日号 (P. 32)

(8) AFSCME, Proposition 13: An Update

(9) AFSCME, 同上 (10) AFSCME, 同上

## III 住民発議制度と住民投票

### 1. 洲税と支出制限のうごき ～カリフォルニア以後

カリフォルニアの提案13号は政府の成長を抑制するために、直接的な住民投票という手段により減税や支出制限をはかる減税運動の波を爆発させた。それは税震 (Taxquake) という新造語まで生み、他州に波及する勢いを示した。

1979年秋までにカリフォルニアを除いて9州が支出制限を制度化した。しかし他のほとんどの州が州権限の不必要な削減を拒否しているのが現状である。支出制限を制度化した州のうち、ニュージャージー、コロラド、テネシーは提案13号の可決 (78年6月6日) 以前に、独自の立場で支出制限を可決・制度化していた。78年11月、アリゾナ、

ハワイ、ミンガン、テキサスの4州の選挙民が支出制限による政府の成長抑制に賛成票を投じた。他の残りの州議会の半数以上が何らかの手段による州権限を検討した事実があるにもかかわらず、それ以後オレゴンとユタの2州だけが支出制限を可決・制度化することができただけである。

### 2. 直接民主主義の 歴史的沿革

提案13号に代表されるこのような減税運動を理論的・方法的に支えたのは、住民発議制度 (Initiative) と住民投票 (Referendum) という“直接民主主義”だった。

カリフォルニアの提案13号は、選挙民による住民発議制度の行使の、最も衝撃的、打撃的な事例



である。多くの州で、この減税と支出制限は他の争点同様選挙の際には問題となった。つまりすでに簡単に見たように、まだ多数ではないとはいえ、この型の直接民主主義（住民発議制度と住民投票による）に全体の眼が向き始めている。この住民発議制度と住民投票を検討する前に歴史的沿革を見てみよう。

「住民発議制度」は、直接的に選挙民によって提出され、請願で支えられた提案の制度である。これは総選挙投票による審査を必要とする提案でもある。可決された際には、法的効果を持つ。「住民投票」は、州議会で可決された法の施行の前に選挙民の意志を問う制度である。

アメリカで「直接民主主義」の概念は19世紀末に起こり、1920年代を通して進歩的な改革運動の重要な位置を占めて来た。この概念が発展してきた原因としては、しばしば発生する議会汚職に住民の不信がつり、選挙民は必要な時に議会のプロセスを避けて意志決定できる必要があると考えられたことからである。この進歩的な改革の哲学は、新興の西部諸州でもっとも成功したといわれている。

現在、住民発議制度を認めている州は22州であるが、このうちミシシッピ河以東にはこの制度を採用している州は5州しかない。西部諸州のうち、この住民発議制度、住民投票をひんぱんに使っているのは、アリゾナ、ノースダコタ、オレゴン、ワシントンの各州である。

### 3. 制度への疑問

#### — 批判の論調

確かにこの「直接民主主義」の手段である住民発議制度・住民投票は、これまで歴史的にアメリカ民主主義を補完する制度であったし、今日もその重要な機能は失われているわけではない。だが、今日ではこの制度の矛盾や欠陥を指摘する声も少くない。

ここでこの制度を批判する論調を検討してみよう。

表-5 投票率(全国平均)

	大統領選挙	連邦議会選挙
1960年	62.8 %	58.5 %
1964	61.9	57.8
1966	—	45.4
1968	60.9	55.1
1970	—	43.5
1972	55.5	51.1
1974	—	36.3
1976	54.3	49.6

(総有権者に対する比率) AFSCME資料より

#### (1) 投票率の低下・ドロップオフ

近年選挙民の投票率は確実に低下して来ている。大統領選挙の時でさえも、選挙民の投票率は着実に低下した(表-5)。長期的で、複雑な判りにくい問題への投票は、初めから選挙民を投票から遠ざけてしまうのかもしれない。

これまで多くの住民発議制度の行使で重大な「ドロップオフ」(dropoff)一選挙民が特別な論争点の意志決定を避ける傾向一が起っているのはよく知られている(AFSCME「住民発議制度と住民投票」より)。低投票率、ドロップオフは、財政的に豊かで特別な権利を持つ団体が住民発議一住民投票というルートを独占するのを容易にする条件を作り出している。これが第一の批判である。

#### (2) リコール不活用への疑問

住民発議制度一住民投票は、住民への反応の鈍い「代表」を避けるので無益である。代議制(間接)民主主義には、選挙民が規定の選挙で不満足な官僚(公務員)をリコールすることを許しているので、リコール制度を活用すべきだというのが第二の批判である。

#### (3) 複雑な問題と「Yes or No」

住民発議一住民投票のルートは、ひとつの争点

だけを問題にした政治を盛んにする可能性があるという批判が第三にある。

複雑な背景を持った社会的、経済的、政治的な争点は、単純なYesかNoの質問に縮めてしまうことはできないし、危険さえある。重要な争点は他の問題からわずらわされない中でこそ考えることができるという意見もあるが、これは幻想でしかない。

後に検討するが、79年11月のカリフォルニアの提案1号はこの批判の最も具体的な事例である。

この提案1号は、人種差別復活の要素の強い“バス通学”の廃止を住民の声（実は保守的な白人中産階級の声でしかない）ということで連邦最高裁判決にも挑戦する形で提案し、州民の支持を得た。投票前から黒人差別廃止に選行するという批判があったが、住民投票可決後、直ちに多方面からその合憲性を疑う声があがっている。1960年代の熾烈な人種差別反対の公民権運動を経験し、70年代初期の連邦最高裁判決によって支持された黒人地区、白人地区の学童の相互バス通学は、まさしく激しい差別の中で血みどろの差別撤廃闘争で得られた成果であった。アメリカ社会の根深い複雑な人種問題、社会問題を背景にした争点であるが、それを簡単な“Yes or No”で決定したが、まさにこの第三の批判の具体的な事例である。これは、そのまま第四の批判につながる。

#### (4) 住民投票と少数民族

少数民族・グループに影響する問題は、白人が圧倒的多数派の中では住民投票によって公平に取り扱われない、という第四の批判がある。代議制度は、社会問題や政治問題に対してよりバランスのとれた議論を可能にし、より少数民族の権利を守る立場に立っている。これまでにも、総選挙で多数派（白人層）の選挙民は、しばしば少数民族への影響を考慮することなく、自分たちの利益追求だけで投票して来た。この典型的な例がカリフォルニアの提案13号の可決であった。

#### (5) 不適切な問題も住民投票で

最後の批判は、住民の意見は時としては不適切な問題まで住民発議制度で決定する傾向があるというものである。最近の投票でも、いくつかの問題が本来あるべき手続きを経ずして簡単に住民投票によって決着が付けられている。

カリフォルニア州では1978年11月の選挙の際に、公共の場所での禁煙の法制化を旨とした提案が住民投票にかけられた。結果としてはこの提案は住民の支持を得られなかったが、選挙の前に賛成・反対の両側は数百万ドルを費した。

### 4. 制度への批判の

#### 意味するもの

このように住民発議制度—住民投票への批判は、直接民主主義の意義を十分に認めるとしても、個々に説得力を持っている。今日の資本主義社会での、議会制民主主義の欠陥を補足するものとして登場した直接民主主義の理念・制度は、それなりの重要な役割を果たし、今後も発展し機能していくだろうと考えられる。

しかし前述したような批判が存在し、それらの批判が指摘した問題点が集中的に現出したのが提案13号であった。このことは、私たちに直接民主主義を肯定するにしても、どのような問題が住民投票に適切か、不適切かを考慮すべきであるという貴重な教訓を残している。提案13号や提案1号は、まさに住民投票での決定への疑問を呼び起したケースである。

今年6月に同じカリフォルニアで、“ジャービスⅡ提案”（州所得税の50%減税提案）が住民投票で可決されることになれば、州財政は崩壊の危機に直面し、州政府そのものの解体の危険が存在している。まさしく提案13号が生み出した危機を、一応は州政府の緊急援助で破局をまぬがれたカリフォルニアだが、“ジャービスⅡ提案”は地方自治体だけでなく、州をも存立の危険にさらす本当の大破局をもたらすだろう。その時連邦政府からの援助は、財政削減のムードの中で多くは望めないかもしれないし、連邦援助で破局をまぬがれることがあるにしても、提案13号の州—地方自治体

間の統制の強化のように、連邦政府の州・地方自治体への統制は同じように強まるだろう。特に州所得税の半減で州歳入が70%も落ち込んだ時には、連邦援助で糊塗できたとしても、州は“自治政府”

とは呼ぶにはふさわしくなくなるかもしれない。

このような意味で“ジャービスⅡ提案”は住民発議制度—住民投票の矛盾がもっとも大きくなり、もっとも深く内包した形で現出して来るだろう。

## Ⅳ 提案 1 号， 4 号 の 可 決

### 1. 保守的提案を 多数により可決

カリフォルニアの選挙民の多数派は民主党支持者である。民主党は、保主的な共和党と比べて、相対的にリベラルであり、進歩的であると言われて来た。ところが、昨年11月カリフォルニアの提案1号、4号の住民投票の結果は、その多数派の民主党支持者たちが保守的な提案を支持したことを明らかに示した。

79年11月6日、住民投票にかけられた提案1号（裁判所の命令した白人地区・黒人地区相互間の学童のバス通学中止をねらった）と提案4号（州政府の支出制限をねらった）は、投票結果、地すべりの勝利を得た。提案1号、提案4号は保守的な提案であるが、これまでも特別選挙（住民投票）の際には保守的傾向が強かったが、今回さらにその方向を押し進めたものといえる。

ロサンゼルス選挙民は、強制的バス通学問題や州政府の支出増にかなり感情的になっていたと報じられた⑪-11が、提案1号、提案4号に圧倒的な勝利を与えた。リベラル派のとりでサンフランシスコでさえも、これらの提案は多数派を獲得した。ロサンゼルス郡のとなりオレンジ郡、又、サンディエゴ郡でも結果は同じだった。だから、地すべりの勝利の原因となった一般大衆の保守的傾向は州全体を通して明白だった。

だが、ロサンゼルス・タイムズなど有力新聞は、これらの提案の反対キャンペーンをはり、11月6日投票日にはロサンゼルス・タイムズは投票に当たって次のように推せんした。

提案1号（バス通学で連邦最高裁判決基準より

も州最高裁が厳しい基準を設定することを防止）

No /

提案2号（個人・家族・家屋維持以外の目的のローンに10%以上の利率を許可）

Yes /

提案3号（財産税の計算を簡素化し、現在価格で退役軍人控除を維持）

Yes /

提案4号（州政府と地方自治体の成長を生計費指標と人口増加率よりも抑制）

No /

しかし、州民のうち提案1号、提案4号に賛成した多数派（白人中産階級）の声は、これら提案を支持した数少ない新聞のひとつロサンゼルス・ヘラルドイグザミナーの見出し“バス通学を減らせ、支出を減らせ”にもっともよく現われていた。

⑪-12

表-6 投票結果

	Yes	No
提案 1 号	2,077,160	984,162
2 号	1,929,426	1,087,678
3 号	2,165,981	698,226
4 号	2,206,229	788,600

Los Angeles Herald Examiner '79.11.7 より

### 2. 提案 1 号 ～黒人差別への逆戻り提案

州裁判所によるバス通学の強制を規制しようとする提案1号は、州上院議員アラン・ロビンズとヴァン・ヌイスによって提案された反バス通学修正案だった。投票結果では圧倒的支持を得たが、投票前後を通じて各方面から違憲ではないかという声があがった。ロサンゼルス・タイムズもそのような立場に立つ見解であった。

提案1号は、強制的なバス通学を排除すること

ららされたが、方法としては州が黒人差別廃止のために連邦基準よりも厳格な要求基準を課することを禁じている。連邦最高裁判決は、計画的（故意の）差別待遇の証明のある時だけ強制バス通学を許可しているが、カリフォルニア州裁・州政府の動きは、その連邦基準よりも厳格にバス通学を実施して、黒人差別解消の前進を計ろうとするものであった。しかし提案1号可決は、いわばアメリカの黒人差別撤廃のための公民権運動の前進を阻止する形で、州政府の政策変更を迫るものだった。

——提案1号では人種差別が濃厚

11月6日夜、ロサンゼルス郊外ユニバーサル市のジェラトン・ユニバーサルホテルの前の興奮した1,000人の支持者の前で、提案者ロビンスは勝利を宣伝し、次のようにあいさつした。「我々は期待したよりも高い得票率、2対1の大差で偉大な目的を達成した。……だが（違憲の）裁判闘争が予想されるので、バス通学は80年9月までは止まらないだろう」⑩-13と言い、80年9月にはバス通学を中止させる固い決意を述べた。

その夜のニュースでは、集会の興奮した人々がNBCテレビのインタビューに喜びの涙を流しながら答えて「私たちはこの10年間屈辱に耐えて来た。今こそ私たちの主張が可能になった」と口々に語っていた。テレビの画面に映る集会には黒人は一人も見かけられなかった。

ロサンゼルス・ヘラルド・イグザミネーターの社説がこのような人々の気持を率直に表現している。「州政府（地方自治体も）は、我々の子供たちをバスに押し込み、家畜のようにひきずりまわすような、我々の日常生活に干渉することを徹底的にやめなければならない。これは我々の政府への主張だ。これは人種差別主義者の立場ではない。これは穏健な人間の立場である。……提案1号、提案4号、そして昨年提案13号は究極の主権が住民にあることを明らかにしたメッセージである」⑩-14。

バス通学問題は白人中産階級の心理が適格に表現されている。この見解ではアメリカ史の中で黒人が家畜のようにどれいとして扱われ、南北戦争後もつい最近に至るまで厳しい人種差別に苦しめ

られたことを忘れている。1960年代の偉大な黒人指導者マーチン・ルーサー・キング牧師の暗殺に象徴される、激しい血みどろの公民権運動を経て来た黒人たちへの良心の痛みや白人の側からの反省は全く見られず、アメリカ史の重要な部分への考察が欠落している。これは明らかな人種差別主義者の立場であり、その立場に立った住民のメッセージである。

——反対者は憲法違反であると表明

このような提案1号推進運動の中で、その反対者たちは提案1号によるバス通学規制そのものが故意の差別として説明できるかもしれないと言った。公民権運動グループは、反対キャンペーンで修正案の立憲制度への挑戦の意図への注意をうながした。

ロサンゼルス市の黒人市長ブラッドレーは、提案1号を激しく批判した。11月1日夕方、ハーバー市の300人の聴衆の前で、彼は提案1号を「地域社会に分裂を作り出し、有害ですらある」と批判した。「この事が提案1号に反対投票する理由のひとつだ。……提案1号はバス通学を中止させることはできない。連邦最高裁は提案者たちが予想したよりももっと厳格な（人種差別撤廃の）ガイドラインを設定している。いつでも裁判所がバス通学強制を命令できるように。」⑩-15と述べた。提案1号の推進者たちが、基準がゆるやかで強制ではなく、いつでもバス通学を廃止できるとの憲法解釈をもとに、バス通学のガイドラインとして州憲法よりも連邦憲法を適用すべく州裁判所に態度変更を迫った。このことに対して、人種差別は解消していないとの認識に立ってバス通学を強制する最高裁の判決は決定的であり、もし提案1号が可決されれば違憲の疑いがある、との強い立場表明だった。

いずれにしても、提案1号は南カリフォルニア、特に黒人人口の多いロサンゼルス市を中心にしたロサンゼルス郡で74%の賛成投票を得、州全体では69%賛成、31%反対であった。⑩-16

——違憲の裁判所判決を期待

公民権運動のリーダーは、提案1号の可決に失

# Victory to Robbins, Gann state propositions

ヘラルド・トリビューン



Proposition 1 author Sen. Alan Robbins and his wife Miriam receive good news.



Sign says it all for Spirit of '13's Paul Gann, right, with March Fong Eu.

望の意を表わし、その合憲性に裁判闘争で挑戦することを明らかにした。サンフランシスコ都市問題法律家委員会の弁護士エヴァ・ピーターソンは、「これは断腸の思いであり、多数派（の白人）が少数民族の子供たちの権利をふみにじり、反対する立場をとったしるしである。公民権運動を支援する弁護士は州最高裁に提案1号が違憲であると宣告するように直ちにアペールすることを考えている」と表明した。㊦-17

提案1号への反対グループである公民権運動団体ACLU（アメリカ公民権同盟—the American Civil Liberties Union）は、提案1号敗北闘争を総括して「敗北は長期的な公民権闘争の中ではほんのワンステップにすぎない。我々の組織は各州や都市で、さらに人種差別に反対する闘争を継続するだろう」と今後の公民権運動への強い態度を示した。㊦-18

このように提案1号には各方面から、強い批判があがった。しかしロサンゼルス市教育委員会のバス通学反対委員は「すぐにバス通学強制に反対する準備をするだろう。1980年9月までにバス通学はとまるだろう。」と語った。

提案1号に関する法的疑問は2つある。まず違憲性の問題である。その手段が合憲であるか。もし提案1号がカリフォルニア州最高裁と連邦最高裁とともに違憲と審査されたならば、その時バス通学を批判する人たちの意見は筋違いのものとなる。

もし提案1号が違憲でなかったならば、どのような影響が地域社会に起りうるか。公民権運動を経た社会の動きに運行した提案1号によるバス通学縮小ないし中止は、いやがうえにもアメリカ社

会、とりわけ南カリフォルニアの人種問題に再び火を付け緊張を高めるだろう。その時ふたたび公民権獲得闘争は激しくなり、改めて提案1号の合憲性を審査しなければならないだろう。

現在、80年9月までの裁判での決着をめざして、提案1号推進グループと人種差別撤廃をめざす公民権擁護グループ（AFSCMEはその中心である）の激しい闘いが繰り広げられている。

## 3. 提案4号

### ～提案13号の精神で

提案1号と同じ79年11月に可決された提案4号は、州政府の支出制限を目的としている。この提案4号は、提案13号でジャービスと共に共同提案者であったガンが提案したが、州政府と地方自治体の予算がインフレ率と人口増加率よりも早い速度で上昇することを禁じたものである。「提案13号の精神」（Spirit of Proposition 13）をスローガンとしていたが、提案13号で動き出した自治体合理化に歯止めをかけることをも目論んでいた。そのために提案4号のこの点への批判者は、巨大なぬけ穴によって提案13号の効果が弱まるとして反対した。しかしこの提案は州内で組織的反対に出会わなかっただけでなく、不動産利害関係者、銀行、企業によって強力に支援され、キャンペーンには100万ドルが使われたという。

州政府の内部にも提案4号の推進者がいたが、州総務長官マーチ・フォン・ユーはこれを推進した高級官僚のひとりである。カリフォルニア州知



A '4' SUPPORTER—California Secretary of State March Fong Eu expresses her beliefs about limiting state spending. Eu was one of several Proposition 4 officials at the victory rally. Staff Photo by Harry Fisher

事ジュリー・ブラウンは当初立場を鮮明にしなかったが、提案4号投票数週間前になって遅れていた支持表明をした。またブラウン知事は提案1号には立場を明らかにせず、質問されても「バス通学には複雑な気持がある」と述べ、見解を避けた。なお、このブラウン知事は、提案13号に最初は反対していたが、形勢が提案13号に有利と判ると提案13号支持へ態度を変えた。

提案4号の圧倒的多数の可決で自信を得たガンは、全国レベルで政府支出削減のキャンペーンを続けることを誓った。「これはカリフォルニアからの西風であり、我々はワシントンに進んでいく」と。(19)

提案13号でも明らかであったが、「提案4号は“より大きな負担、より大きな政府”を好まない住民の意見を、カリフォルニアの政治家や全国の政治家にはっきり気づかせた」というロサンゼルス・ヘラルド・イグザミナーの指摘ははずれてはいない。

—— 多額な州の剰余金が引金に

ロサンゼルス・ハイアット・リージェンシーホ

テルにおける提案4号勝利レセプションの中で、ひとりの婦人は「もし提案13号が可決されなかったら、財産税の重圧は我々の住宅をも奪ったかもしれない。私はあれ以上税を払い続けられなかった。我々のほとんどが提案4号を支持してそのためここにいる。」(20)と語った。税負担の重圧を率直に語った住民の声である。

確かに提案13号の可決前には、住宅所有者は痛んだ家具を買い換えることもできない、食事も切りつめて財産税を払っている状況があった。当時カリフォルニアの財産税は他州と比較して56%も高かった。50～60億ドルの州剰余金は住民に全く還元されず、提案13号可決後の大幅な財産税減収に直面して、初めて州緊急援助資金として使われた。これを放置した政治家の責任が問われる問題でもある。

提案13号の影響はすでに述べたが、提案4号は3年間で州支出・自治体支出を総額で60億ドル削減すると見積もられているので、(21)今後の影響は深刻であろう。これにさらに追い打ちをかけるように今年6月住民投票によって所得税の50%カットの大幅減税提案が可決されたならば、深刻な影響を与えるにとどまらず、州・地方自治体は大破局を迎えることになろう。

提案13号の影響は、問題が大幅減税や支出制限で解決するものではなく、それらを実施することで、自治体への統制強化、公共サービス削減、住民負担の増大となって現われ、むしろ自治体を破局に導く可能性があることを明らかにした。又、公務員労働者への賃金凍結、レイオフ攻撃などが現われたが、これはまた公共サービスの削減であ

注) (11) Los Angeles Herald Examiner 79年11月7日

(12) 同上 (13) 同上 (14) 同上

(15) Daily Forty Niner, California State University, Long Beach 79年11月2日

(16) Los Angeles Times 79年11月8日

(17) 同上

(18) Daily Forty Niner 同上

(19) L. A. Herald Examiner 同上

(20) Daily Forty Niner 同上

(21) L. A. Herald Examiner 同上

り、住民自身に影響がはね返るものであり図書館スタッフ削減、開館時間縮小は典型的な例である。

したがって、むしろ必要なのは、財政構造そのものの改革ではないだろうか。前に検討したが、

住民投票という直接民主主義的方法は、複雑な過程、波及効果の検討を必要とするような財政改革にはなじまないものであるといえよう。

## V 自治体の破産と自治体労働者の闘い

### 1. 初の財政破産

#### ～メイン州セイコ市のケース

カリフォルニアの地方自治体は、提案13号の採用による財産税の大幅減少に基因する財政危機を、州緊急援助資金によって矛盾を現出させながらも、一時的に破局を回避することができた。

ところが80年1月1日、東部海岸メイン州の小さな都市セイコ（Saco）は、提案13号型の財産税制限条例によって財政的に破産するという事件がおきている。これは提案13号による破局を現実化した初のケースと言われており、全米の他都市への冷酷な警告でもある。

セイコ市の13,500人の住民は79年の早い時期、提案13号フィーバーに乗って、財産税制限条例を可決したが約1年後に破産したわけである。

1月1日、セイコ市は210万ドルの赤字を出し、市有財産の凍結の状態となった。セイコ市には債務や人件費を払う金もなくなった。大幅減税がセイコ市を債務不履行に追いやったのは明らかである。セイコ市の「提案13号」は、昨年度の市財政から財産税60万ドルを削減していた。結果は企業を助け、文字通り市の公共サービスを無力にした。

最初に影響が出たのは自治体の職場だった。大量の公務員労働者がレイオフされた。AFSCME第481地方支部委員長アーネスト・マーテルは「公務員が日々仕事があるかどうか心配しなければならない事態が起きている」と語った。<sup>④-22</sup>

——市の計画がすべて寸断、

そして財政再建へ

市の諸計画と教育計画が寸断された。たとえば、

レクリエーション局は、その減税で予算の約70%を失った。局は直ちにほとんどの計画を削除し、市の重要な観光資金源である市営海水浴場の見張り人を廃止した。昨年の夏セイコの約2.5マイルある市営海水浴場には大きな看板が立ち、「泳ぐならば、自分の責任で」とあった。これは直ちに市の観光収入に大打撃を与えた。

これだけでなく、昨年市警から5人の警察官が解雇されたことにより、市警はセイコ全体への治安維持が不可能になってしまい、市内の犯罪は増加した。昨年度市内の重大犯罪は25%上昇し、暴力事件は4%増加したといわれている。

1月末までにセイコ市当局は、緊急財政再建策で一時的に危機を脱出したが、減税が起した基本的問題は解決されなかった。昨年セイコ市の財産税比率は、1980年にちょうど2%のインフレ上昇率があると仮定して、税収を300万ドルに制限した。先月の対前年比インフレ上昇率は18%であった。この仮定が早くも破綻していることを示した。セイコ市の住民発議—住民投票の本当の影響はこれからかもしれない。

（なお、セイコ市の破産の詳細は、アメリカ通信No2でレポートする予定である）。

### 2. AFSCMEの闘い

アフスメ

～住民の中に入って

提案13号に代表される減税運動は、住民発議制度—住民投票によって大幅減税や支出制限を可決して、カリフォルニアの地方自治、公共サービスを根底から揺り動かした。州緊急援助で当面破局を回避したが、州—地方自治体間の関係をより従属的にし、公共サービス削減、（使用料・負担金の

大幅値上げ、新設を含む)多数のレイオフという深刻な影響を残した。その余波は昨年11月の提案1号、提案4号の可決へと進み、更に今年の6月には州所得税50%減税の住民投票“ジャービスII提案”につき進んでいる。住民の思惑とは別に可決されれば、大破局が来て、最も手痛い打撃を受けるのはカリフォルニア州民、とりわけ低所得者層、少数民族だが、白人中産階級もまた打撃を免れないだろう。

メイン州セイコ市の事例は小さな財政破産だったが、提案13号の破局の初のケースだった。

#### —— 公務員労働者の力て

##### 新たな攻撃を打ち破るために

過去2年間AFSCME(アメリカ自治労)の公務員労働者たちは、提案13号に対して断固とした闘いをして来た。彼らはその中で多くの事を学び、公務員労働運動を発展させて来た。そして提案13号に投票した多くの人々が、減税や支出制限とサービス低下や首切りを結合させて考えてはいないことを理解した。

もしAFSCMEの公務員労働者たちが時間をかけて、誰れが提案13号から現実的に利益を得て

いるのか人々に示す努力をしたならば、80年6月のデマゴギーに満ちたジャービスの所得税削減の提案を打ち破ることができるだろう。

AFSCMEの委員長ワーフの言葉が今後の決意を示している。すなわち、「我々の課題は簡単である。我々の職場で、隣近所で人々を教育することだ。我々はジャービスやバランス財政主張者のスローガンの本当の意味を暴露しなければならない。……人々にとって意味のある救済計画を作らなければならない。これがデマゴギーを打倒する方法である。そして公務員労働者以上にこのデマゴギーを打破する豊かな経験を持っているものはない。」②③

最後に“より小さな政府、より小さな負担”の見解に対して、次のような批判もあることを付け加えておこう。「第2次大戦前の“古き良き時代”は、100億ドルの予算(小さな政府)と税負担の低さだけで思い出すべきでなく、また制限された雇用確保、ひどく不足した教育財源、不十分な住宅援助、安全でない労働条件、無秩序な大気汚染と水汚染、そして同じく病苦の時代であったことを忘れるべきでない。」④

80年3月21日 於 インディアナ・ブルーミントン

注) ② Public Employee : AFSCME機関紙80年2月

③ 同上

④ Public Management and Policy Analysis (P. 5) Barry Bozemen : 1979

## 史上初のダブル選挙 — 6月22日

### <衆参両院議員選挙のための資料>

5月19日、衆議院が解散された。概にマスコミで報導されているとおり、5月16日の衆議院本会議において、社会党の飛鳥田委員長が提案した大平内閣不信任案が全野党の支持をうけ、自民党の一部議員の本会議欠席というハプニングをうけながらも、賛成多数で可決された。これをうけた大平内閣は、総辞退もせず衆議院を解散する挙にて

たものである。

本会議における投票結果は次のとおりである。

投票総数 432票、賛成 243票、反対 187票

欠席者は自民73(病欠4)社会3(病欠)民社1(海外出張)新自ク1である。

このように、解散時の勢力を表にすれば次のようになる。以下資料(月報79年11月号)を再掲する。



資料 I

衆院選党派別得票の推移

神奈川県地方自治研究センター

選挙区	年 度	総 数			社 会 党			公 明 党			民 社 党			共 産 党			自 民 党			新自由クラブ			無所属・その他		
		A有権者数	B有効投票	有効投票率	得票	得票率	絶対得票率	得票	得票率	絶対得票率	得票	得票率	絶対得票率	得票	得票率	絶対得票率	得票	得票率	絶対得票率	得票	得票率	絶対得票率	得票	得票率	絶対得票率
一 区	79	829,924	386,082	46.5	66,198	17.2	8.0	74,863	19.4	9.0	58,568	15.2	7.1	56,987	14.8	6.9	73,134	18.9	8.8	45,185	11.7	5.4	11,147	2.9	1.3
	76	816,846	496,840	60.8	87,790	17.7	10.7	85,040	17.1	10.4	64,982	13.1	8.0	67,133	13.5	8.2	86,685	17.4	10.6	102,390	20.6	12.5	2,820	0.6	0.3
	72	783,943	436,654	55.7	107,806	24.7	13.8	69,374	15.9	8.8	51,150	11.7	6.5	76,615	17.5	9.8	128,851	29.5	16.4	-	-	-	2,856	0.7	0.4
四 区	79	1,057,487	569,590	53.9	120,285	21.1	11.4	98,317	17.3	9.3	91,227	16.0	8.6	88,018	15.5	8.3	109,800	19.3	10.4	61,943	10.9	5.9	-	-	-
	76	1,003,315	663,459	66.1	132,473	20.0	13.2	110,497	16.7	11.0	96,829	14.6	9.7	88,880	13.4	8.9	89,324	13.5	8.9	145,455	21.9	14.5	-	-	-
	72	885,300	519,017	58.6	145,414	28.0	16.4	78,876	15.2	8.9	58,486	11.3	6.6	95,008	18.3	10.7	138,348	26.7	15.6	-	-	-	2,885	0.6	0.3
二 区	79	1,213,076	641,913	52.9	103,856	16.2	8.6	114,768	17.9	9.5	94,240	14.7	7.8	104,246	16.2	8.6	105,125	16.4	8.7	113,977	17.8	9.4	5,701	0.9	0.5
	76	1,177,661	813,830	69.1	113,615	14.0	9.6	130,298	16.0	11.1	135,658	16.7	11.5	107,999	13.3	9.2	117,698	14.5	10.0	203,647	25.0	17.3	4,915	0.6	0.4
	72	1,122,170	727,180	64.8	125,221	17.2	11.2	117,213	16.1	10.4	97,572	13.4	8.7	125,177	17.2	11.2	261,997	36.0	23.3	-	-	-	-	-	-
三 区	79	887,634	510,590	57.5	110,137	21.6	12.4	123,389	24.2	13.9	-	-	-	73,433	14.4	8.3	100,682	19.7	11.3	99,936	19.6	11.3	2,965	0.6	0.3
	76	815,719	578,180	70.9	112,209	19.4	13.8	108,182	18.7	13.3	-	-	-	82,525	14.3	10.1	110,585	19.1	13.6	162,029	28.0	19.9	2,650	0.5	0.3
	72	694,910	449,614	64.7	109,771	24.4	15.8	65,987	14.7	9.5	48,982	10.9	7.0	67,133	14.9	9.7	149,832	33.3	21.6	-	-	-	7,909	1.8	1.1
五 区	79	635,509	399,330	62.8	83,517	20.9	13.1	-	-	-	88,439	22.2	13.9	41,963	10.5	6.6	84,234	21.1	13.3	101,177	25.3	15.9	-	-	-
	76	600,156	433,979	72.3	74,633	17.2	12.4	-	-	-	96,649	22.3	16.1	45,107	10.4	7.5	56,509	13.0	9.4	161,081	37.1	26.8	-	-	-
	72	537,522	389,375	72.4	83,173	21.4	15.5	46,310	11.9	8.6	48,454	12.4	9.0	40,112	10.3	7.5	167,832	43.1	31.2	-	-	-	3,494	0.9	0.7
県 計	79	4,623,630	2,507,457	54.2	483,993	19.3	10.5	411,337	16.4	8.9	332,474	13.3	7.2	364,647	14.5	7.9	472,975	18.9	10.2	422,218	16.8	9.1	19,813	1.1	0.4
	76	4,413,694	2,986,288	67.7	520,720	17.4	11.8	434,017	14.5	9.8	394,118	13.2	8.9	391,644	13.1	8.8	460,801	15.4	10.4	774,603	25.9	17.5	10,385	0.3	0.2
	72	4,027,845	2,521,840	62.6	571,388	22.7	14.2	377,760	15.0	9.4	304,644	12.1	7.6	404,045	16.0	10.0	846,859	33.6	21.0	-	-	-	17,144	0.7	0.4
横浜 市 計	79	1,887,411	555,672	50.6	186,483	19.5	9.9	173,180	18.1	9.2	149,795	15.7	7.9	145,005	15.1	7.7	182,934	19.1	9.7	107,128	11.2	5.6	11,147	1.2	0.6
	76	1,820,162	1,160,299	63.7	220,263	19.0	12.1	195,537	16.9	10.7	161,811	13.9	8.9	156,013	13.4	8.6	176,009	15.2	9.7	247,846	21.4	13.6	2,820	0.2	0.1
	72	1,673,243	955,671	57.1	253,223	26.5	15.1	148,250	15.5	8.9	109,636	11.5	6.6	171,623	18.0	10.3	267,198	28.0	16.0	-	-	-	5,741	0.6	0.3
川崎 市 計	79	707,825	360,866	51.0	63,750	17.7	9.0	73,722	20.4	10.4	45,886	12.7	6.5	71,319	19.8	10.1	51,094	14.2	7.2	51,598	14.3	7.3	3,497	1.0	0.5
	76	693,096	462,199	66.7	71,318	15.4	10.3	85,225	18.4	12.3	70,799	15.3	10.2	74,501	16.1	10.7	55,544	12.0	8.0	101,593	22.0	14.7	3,219	0.7	0.5
	72	672,825	415,003	61.7	81,362	19.6	12.1	78,859	19.0	11.7	47,878	11.5	7.1	88,496	21.3	13.1	118,408	28.5	17.6	-	-	-	-	-	-
一 区 南 部 計	79	505,251	281,047	55.6	40,106	14.3	7.9	41,046	14.5	8.1	48,354	17.1	9.6	32,927	11.7	6.5	54,031	19.1	10.7	62,379	22.1	12.3	2,204	0.7	0.4
	76	484,565	351,631	72.6	42,297	12.0	8.2	45,073	12.8	9.3	64,859	18.6	13.4	33,498	9.5	6.9	62,154	17.1	12.8	102,054	29.0	21.1	1,696	0.5	0.3
	72	449,345	312,177	69.5	43,859	14.5	9.8	38,354	12.3	8.6	49,694	15.9	11.1	36,681	11.8	8.2	143,589	46.0	32.0	-	-	-	-	-	-

## 各種選挙の政党別得票の推移

神奈川県地方自治研究センター

行政区	種別	総数			社会			公明			民社			共産			自民			新自			その他		
		有権者数	有効投票	有効投票率	得票	得票率	有効投票率	得票	得票率	有効投票率	得票	得票率	有効投票率	得票	得票率	有効投票率	得票	得票率	有効投票率	得票	得票率	有効投票率	得票	得票率	有効投票率
県計	75.4 県会	4,178,924	2,772,307	66.3	648,833	23.4	15.5	279,883	10.1	6.7	213,550	7.7	5.1	354,259	12.8	8.5	913,846	33.0	21.9	-	-	-	361,936	13.1	8.7
	76.12 衆	4,413,694	2,986,288	67.7	520,720	17.4	11.8	434,017	14.5	9.8	394,118	13.2	8.9	391,644	13.1	8.8	460,801	15.4	10.4	774,603	25.9	17.5	10,385	0.3	0.2
	77.7 参	4,453,853	2,625,259	58.9	468,135	17.8	10.5	415,243	15.8	9.3	269,724	10.3	6.1	243,843	9.3	5.5	507,247	19.3	11.4	224,396	8.5	5.0	185,912	18.9	11.2
	79.4 県会	(4,081,416) 4,507,973	2,193,586	(53.7) 48.7	456,952	20.8	(11.2) 10.1	252,189	11.5	(6.2) 5.6	219,897	10.0	(5.4) 4.9	198,660	9.1	(4.9) 4.4	586,381	26.7	(14.4) 13.0	269,754	12.3	(6.6) 6.0	209,752	9.6	(5.1) 4.6
	79.10 衆	4,623,630	2,507,457	54.2	483,993	19.3	10.5	411,337	16.4	8.9	332,474	13.3	7.2	364,647	14.5	7.9	472,975	18.9	10.2	422,218	16.8	9.1	19,813	1.1	0.4
横浜	75.4 県会	1,735,142	1,095,119	63.1	293,721	26.8	16.9	130,812	11.9	7.5	88,423	8.1	5.1	163,383	14.9	9.4	371,621	33.9	21.4	-	-	-	47,159	4.3	2.7
	76.12 衆	1,820,162	1,160,299	63.7	220,263	19.0	12.1	195,537	16.9	10.7	161,811	13.9	8.9	156,013	13.4	8.6	176,009	15.2	9.7	247,846	21.4	13.6	2,820	0.3	0.1
	77.7 参	1,834,278	1,064,780	58.1	195,181	18.3	10.6	171,051	16.1	9.3	114,407	10.7	6.2	102,779	9.7	5.6	192,093	18.0	10.5	84,395	7.9	4.6	204,869	19.2	11.2
	79.4 県会	1,849,307	926,067	50.1	218,236	23.6	11.8	122,933	13.3	6.6	103,234	11.2	5.6	110,604	11.9	6.0	275,498	29.8	14.9	74,561	8.1	4.0	21,001	2.3	1.1
	79.10 衆	1,887,411	955,672	50.6	186,483	19.5	9.9	173,180	18.1	9.2	149,795	15.1	7.9	145,005	15.1	7.7	182,934	19.1	9.7	107,128	11.2	5.6	11,147	1.2	0.6
川崎	75.4 県会	661,445	463,121	70.0	134,080	29.0	20.3	63,558	13.7	9.6	27,315	15.9	4.1	71,758	15.5	10.8	165,033	35.6	25.0	-	-	-	1,377	0.3	0.2
	76.12 衆	693,096	462,199	66.7	71,318	15.4	10.3	85,225	18.4	12.3	70,799	15.3	10.1	74,501	16.1	10.7	55,544	12.0	8.0	101,593	22.0	14.7	3,219	0.7	0.5
	77.7 参	696,838	410,549	58.9	72,965	17.8	10.5	75,593	18.4	10.9	24,393	5.9	3.5	52,023	12.7	7.5	74,540	18.2	10.7	27,689	6.7	4.0	83,340	20.3	12.0
	79.4 県会	(544,662) 688,730	333,981	(61.3) 48.5	86,793	26.0	(15.9) 12.6	57,694	17.3	(10.6) 8.4	19,095	5.7	(3.5) 2.8	48,862	14.6	(9.0) 7.1	80,939	24.2	(14.9) 11.8	38,689	11.6	(7.1) 5.6	1,909	0.6	(0.4) 0.3
	79.10 衆	707,825	360,866	51.0	63,750	17.7	9.0	73,722	20.4	10.4	45,886	12.6	6.5	71,319	19.8	10.1	51,094	14.2	7.2	51,598	14.3	7.3	3,497	1.0	0.5
横須賀	75.4 県会	261,414	188,290	72.0	43,636	23.2	16.7	22,220	11.8	8.5	30,025	15.9	11.5	13,483	7.2	5.1	78,926	41.9	30.2	-	-	-	-	-	-
	76.12 衆	274,984	202,300	73.6	25,245	12.5	9.2	29,279	14.5	10.6	36,098	17.8	13.1	16,817	8.3	6.1	38,048	18.8	13.8	55,853	27.6	20.3	960	0.5	0.3
	77.7 参	277,523	157,989	56.9	23,739	15.0	8.6	25,305	16.0	9.1	25,155	15.9	9.1	10,388	6.4	3.7	33,981	21.5	12.2	9,143	5.8	3.3	30,274	19.2	10.9
	79.4 県会	281,764	163,949	58.2	36,308	22.2	12.9	22,929	14.0	8.1	30,907	18.9	11.0	9,601	5.9	3.4	41,985	25.6	14.9	22,219	13.6	7.9	-	-	-
	79.10 衆	287,976	164,468	57.1	23,324	14.2	8.1	27,263	16.6	9.5	28,299	17.2	9.8	17,046	10.4	5.9	32,494	19.8	11.3	34,712	21.1	12.1	1,330	0.8	0.5
藤沢	75.4 県会	174,796	113,919	65.2	19,150	16.8	11.0	14,894	13.1	8.5	10,883	9.6	6.2	15,094	13.2	8.6	15,443	13.6	8.8	-	-	-	38,455	33.8	22.0
	76.12 衆	183,222	124,558	68.0	24,708	19.8	13.5	21,816	17.5	11.9	-	-	-	20,217	16.2	11.0	21,729	17.4	11.9	35,636	28.6	19.4	452	0.4	0.2
	77.7 参	185,158	107,574	58.1	19,917	18.5	10.8	15,016	14.0	8.1	10,269	9.5	8.1	9,419	8.8	5.1	21,102	19.6	11.4	11,721	10.9	6.3	20,128	18.7	10.9
	79.4 県会	190,084	102,120	53.7	13,823	13.5	7.3	14,908	14.6	7.8	10,435	10.2	5.5	10,761	10.5	5.7	15,419	15.1	8.1	15,723	15.4	8.3	21,051	20.6	11.1
	79.10 衆	196,263	106,499	54.3	23,743	22.3	12.1	24,288	22.8	12.4	-	-	-	17,887	16.8	9.1	19,171	18.0	9.8	20,697	19.4	10.5	713	0.7	0.4
相模原	75.4 県会	229,208	152,736	66.6	27,132	17.8	11.8	19,840	13.0	8.7	15,982	10.5	7.0	16,361	10.7	7.1	48,516	31.8	21.2	-	-	-	24,905	16.3	10.9
	76.12 衆	249,999	178,907	71.6	32,333	18.1	12.9	32,837	18.4	13.1	-	-	-	25,153	14.1	10.1	41,417	23.2	16.6	46,344	25.9	18.5	823	0.5	0.3
	77.7 参	254,685	148,387	58.6	27,653	18.6	10.9	24,376	16.4	9.6	14,405	9.7	5.7	12,996	8.8	5.1	27,669	18.6	10.9	13,960	9.4	5.5	27,325	18.4	10.7
	79.4 県会	265,046	140,530	53.0	13,777	9.8	5.2	19,654	14.0	7.4	18,517	13.2	7.0	13,825	9.8	5.2	42,685	30.4	16.1	14,678	10.4	5.5	17,394	12.4	6.6
	79.10 衆	272,006	153,732	55.5	30,508	19.8	11.2	37,127	24.2	13.6	-	-	-	21,699	14.1	8.0	35,787	23.3	13.2	27,763	18.1	10.2	848	0.6	0.3

( )内は無投票区の有権者を除いたもの

資料Ⅲ

79 衆院選本県の開票結果

79. 10. 7 投票 (選管確定)

1 区		定数4・立候補8					
当	74,863	伏木	和彦	雄三	公自	前	前
当	73,134	小此	木彦	三郎	自社	新	前
当	66,198	伊三	藤浦	茂隆	民共	新	前
当	58,568	伊三	浦山	之輔	共自	新	前
◎	56,987	陶工	藤上	晃等	自社	民新	新
◎	45,185	田上	杉	秀紀	社民	新	新
×	9,506	田上			社民	新	新
×	1,641	小杉			労	新	新
〔投票総数〕 389,857		〔有効投票〕 386,082					
〔投票率〕 46.98%		〔無効投票〕 3,775					

2 区		定数5・立候補8					
当	114,768	市田	川雄	一公	自	前	前
当	113,977	市田	川誠	一自	自	前	前
当	105,125	小泉	純一	郎自	自	前	前
当	104,246	中岩	路垂	弘男	共	元	前
当	103,856	岩小	川垂	喜泰	社	民	新
◎	94,240	小山	川本	正洋	民	新	新
×	4,139	山本			治	新	新
×	1,562	原			洋	諸	新
〔投票総数〕 647,511		〔有効投票〕 641,913					
〔投票率〕 53.38%		〔無効投票〕 5,598					

3 区		定数3・立候補6					
当	123,389	小浜	新	次	公	九	前
当	110,137	加戸	万	吉	社	前	前
当	100,682	戸加	政	方	自	前	前
◎	99,936	甘利	一	正	自	ク	前
◎	73,433	増本		彦	共	元	新
×	2,965	東間		徴	労	新	新
〔投票総数〕 515,421		〔有効投票〕 510,542					
〔投票率〕 58.07%		〔無効投票〕 4,879					

4 区		定数4・立候補6					
当	120,285	大出	俊	社	前	前	前
当	109,800	佐藤	一郎	自	民	新	前
当	98,317	草野	高	威	公	民	新
当	91,227	高橋	高	望	共	元	前
◎	88,018	石川	母	達	自	共	新
◎	61,943	石川	合	武	自	共	新
〔投票総数〕 573,789		〔有効投票〕 569,591					
〔投票率〕 54.26%		〔無効投票〕 4,198					

5 区		定数3・立候補5					
当	101,177	河野	洋	平	自	ク	前
当	88,439	河村	善	勝	民	前	前
当	84,234	亀井	善	之	自	新	前
◎	83,517	平林	共	剛	社	新	前
◎	41,963	岡村		栄	共	新	新
〔投票総数〕 402,935		〔有効投票〕 399,330					
〔投票率〕 63.41%		〔無効投票〕 3,605					

〔注〕 「◎」は法定得票数に達した者。  
「×」は供託金を没収される者。

衆院 ('79選挙当選者)	参院
257 (248) 自民	123
106 (107) 社会	52
58 (57) 公明	28
41 (39) 共産	16
36 (35) 民社	10
4 (4) 新自ク	3
- (-) 参院ク	6
- (-) 二院ク	5
2 (2) 社民連	-
6 (19) 無所属	3
1 (-) 欠員	6
511 (511) 計	252

# 編集後記



□ 80年代は、まったく不確定な時代である。政治も経済も既成の概念では解決できないことが次々とおきる。それに対処するためには、かなり「柔構造」であることが必要なのだろう。衆参両院のダブル選挙。しばらく留守がちになりますが、よろしく。6,7月号を合併号にしないようガンバラなくちゃ……。 (上林)

1980年5月25日発行

## 自治研かながわ月報 第31号 (1980年5月号)

発行所 神奈川県地方自治研究センター  
 発行人 広田武治 編集人 上林得郎 定価 1部 200円  
 〒 231 横浜市中区本町1-7 東ビル 5F ☎ 045(201)1211~3  
 振替口座 労働金庫本店 1365-100982 横浜銀行市庁舎支店 317-844970

自治研かながわ月報第三一〇号一九八〇年（昭和五五年）五月二五日発行（毎月二五日発行）定価一部二〇〇円  
発行所／神奈川県地方自治研究センター 横浜市中区本町一ノ七 東ビル五階 〇四五（二〇一）一二二一

印刷所／有限会社 編集人／上林得郎  
横浜プリン

### 会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局または自治労県本部にあります。会費月300円の半分または1年分をそえてお申し込みください。（80年1月以降は400円となります。）
3. 詳細は自治研センター事務局 ☎045 (201) 1211, または自治労県本部 ☎045 (681) 7821 へご連絡ください。

### 会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が毎月送られます。
2. 「月刊自治研」（自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120～150ページ定価350円）が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。